

## 第51回基本計画策定・推進専門委員等会議

令和7年7月22日

- 太田議長 それでは、時間になりましたので会議を始めたいと思います。
- ただいまから第51回基本計画策定・推進専門委員等会議を開催いたします。
- 会議に先立ちまして、夏の府省庁の人事異動により、こども家庭庁以外の府省庁側の構成員が全員変更となっております。一言ずつ、今回異動になった府省庁側の出席者から御挨拶を頂戴できますでしょうか。
- まずは、警察庁からお願ひいたします。
- 警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） このたび、犯罪被害者等施策担当審議官に着任いたしました江口でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 太田議長 続きまして、内閣府、お願ひいたします。
- 内閣府大臣官房審議官（男女共同参画局担当） 内閣府男女共同参画局に着任いたしました由布と申します。よろしくお願ひいたします。
- 太田議長 続きまして、法務省、お願ひいたします。
- 法務省大臣官房政策立案総括審議官 17日付で法務省の政策立案総括審議官に異動になりました村松でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。
- 太田議長 続きまして、文部科学省、お願ひいたします。
- 文部科学省大臣官房総括審議官 おはようございます。文部科学省の総括審議官を拝命しております今泉です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 太田議長 続きまして、厚生労働省、お願ひいたします。
- 厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付政策企画官 おはようございます。7月8日付で、前回まで委員でございました朝川から辺見統括官に専門委員が交代しております。本日は辺見が公務のため、私、政策企画官ですけれども、代理で出席させていただいております。よろしくお願ひします。
- 太田議長 続きまして、国土交通省、お願ひいたします。
- 国土交通省大臣官房審議官 国土交通省総合政策局の審議官の笠尾と申します。よろしくお願ひいたします。
- 太田議長 以上でございます。基本計画に関する議論も佳境に入っていますので、よろしくお願ひいたします。
- それでは、本日の議事と配付資料について、事務局の説明をお願ひいたします。
- 警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 議事次第を御覧いただきたいと思います。

本日は計画案文についての検討の第2回となっております。前回の会議では、重点課題の第1と第5について御議論をいただきました。今回は重点課題の第2と第3について御

議論をいただきます。

なお、前回の会議で構成員の御意見がどのように検討され、案文に反映されるのか、あるいは反映されないのか、分かりづらいという御指摘がございました。案文の修正に関しては、8月21日の会議で御議論いただくこととなりますが、御指摘を踏まえて、三段表、すなわち、1段目にはたたき台としてお示しした案、2段目にはいただいた御意見、そして3段目には御意見を踏まえた検討結果や各府省庁の回答を縦に並べた表を作成しまして、計画案文に盛り込むことができない場合も、その理由について、皆様に見える形にしてお示しする予定でございます。

○太田議長 会議資料のうちの1－1から2－2までにつきましては、議論途上のたたき台となりますので、皆様に自由闊達な御議論をいただくためにも、前回お諮りしましたように非公表としたいと思いますので、取扱いには御注意願いたいと思います。

それでは、重点課題の2に関する計画案文についての議論を始めたいと思います。

まず、議論に先立ちまして、たたき台について事務局の説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 重点課題の2に関しては、本日、資料1－1、資料1－2をお配りしております。資料1－1が総論、資料1－2が各論、個別施策でございます。

まず、資料の1－1を御覧いただきたいと思います。

「第1 現状認識」ですが、この第1段落では、被害には生命・身体に対する被害に加え、精神的被害もあることを確認しております。引き続き、第2段落では身体的被害について、第3段落及び第4段落では精神的被害について、それぞれ記載をしております。

このうち、第2段落の身体的被害については、適切な医療につなぐことや、特性に応じた対応をすべきことを記載しております。

次いで、精神的被害については、まず第3段落で、生命に関する被害や性的な害悪等によるトラウマやP T S Dについて触れた上で、そのような被害を受ける者がこどもである場合には一層深刻になることを指摘し、対応が必要であることなどを記載いたしました。第4段落では二次的被害について特に記載し、これを防止する観点からの必要性等について指摘いたしました。

ここまでが身体的被害、精神的被害に沿った記載ですが、第5段落では、犯罪の態様からの切り口での記載を設けております。特に配偶者からの暴力、ストーカー、児童虐待については繰り返されることが往々にしてあり、深刻化しやすい上、再被害のおそれも高いことから、これに対応した手立てが必要となる旨を記載しております。

これらの現状認識の下、過去20年の間には、精神的・身体的な被害回復のため、様々な取組がなされてきました。2ページ目に移りますが、近時は犯罪の類型や、対象となる被害者に特化した施策の取りまとめがなされ、こうした施策も犯罪被害者等施策の進展に寄与しているものと言えます。その上で、医療やデジタル技術等は日々進歩しておりますし、個別の課題にも対応可能な組織や制度の充実が見られる中、今後は一層きめ細やかな施策

を実現していくことが必要となると記載いたしました。

続いて「第2 講じる施策の方向性」についてです。「1 精神的・身体的被害からの回復」については、まず、治療へのアクセスを一層容易にしていくことが求められると記載しております。ここは後日御議論いただく重点課題4の支援提供体制などにも関わるところですが、この重点課題2でも、情報アクセスを一層容易にしていくとの方向性を示しております。

また、精神的被害の治療に関しては、カウンセリング等の体制整備が必要であり、犯罪の種別や特性にも応じた施策を充実させて、きめ細やかな対応を行っていくこととしております。

次に、「2 更なる精神的被害（二次的被害）の防止」についてです。犯罪被害者等が二次的被害を受けることは、犯罪被害者等の支援の道を閉ざすことにもなりかねず、あってはなりません。そこで、この会議でも何度も御指摘いただいておりますトラウマインフォームドケアの観点を、支援に当たる担当者等に対する研修・教育等で徹底していく旨を記載しております。

なお、このトラウマインフォームドケアについては、単語を裸では用いずに括弧内に説明を記載しておりますが、この説明は、令和元年度、厚労省子ども・子育て支援推進調査研究事業による指定研究、児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策の実施状況に関する調査研究、これは野坂構成員が代表を務められたものですが、その調査により作成された支援者用ガイドから引用させていただいたものでございます。

続いて、3ページ目の、「3 再被害の防止の安全確保」についてです。ここでは、まず、被害者等の安全を確保する上で必要な情報を提供するとともに、犯罪被害者等の情報の保護を徹底することを記載しました。その上で、加害者処遇における処置についても触れた上、再被害のおそれのある事案類型ごとの機関連携を一層強化すべき旨を記載して締めくくっております。

資料1－2は、以上の総論のような視点・観点の下、具体的な個別施策を一覧化したものでございます。これまでの20年間の施策の中で、不斷に続けていかなければならない取組については記載の変更がないものもある一方、ブラッシュアップしたり、新たに加わったりしたものもございます。なお、23ページ目、通し番号2－63の施策については、一般的な再犯防止に特化した施策でございまして、同一被害者に対する再被害の防止の観点からは、これに当たる施策とは言い難いことから、今回、削除してはどうかと考えたものでございます。

○太田議長 それでは、議論に入りたいと思います。

この重点課題2全体を通して御意見を頂戴したいと思いますので、御意見のある方はお知らせいただければと思います。

それでは、正木構成員からお願ひいたします。

○正木構成員 まず、資料1－1について申し上げたいと思います。

まず、1ページ目、第2段落の5行目ですが、「こどもや男性を含む」とあります。ここについては昨今、性的マイノリティー、LGBTQについても関心が高まっておりますので、LGBTQ、性的マイノリティーも含めたほうがよろしいのではないかというのが私の意見でございます。

それから、第3段落の5行目に、「女性やこども」と書いてあります。こどもを特化して書く必要性はよく理解できます。ただ、女性を特化しているわけですけれども、生命の大きな危機、侵害に遭った場合、それから性的な被害に遭った場合のケアというのは、男女等を問わず必要ではないかと思いますので、ここはやはり女性と書くよりも、生命等の重大な危機があった場合や、性的な被害があった場合は男女等を問わずという記載にした方がいいのではないかというのが私の意見でございます。

次に、資料1－2の通し番号2－10のところですが、被害に遭った児童生徒、そしてその兄弟姉妹が学校に行けなくなる、不登校になった場合に、登校できるように支援を促進するという記載になっているわけですけれども、学校に行けなくなったりしたときに子どもたちにまず学習を与える、教育を与える支援が必要ではないかと思います。犯罪被害者等は、一般の不登校とはまた別の意味でのケア、異なったケアが必要であったりしますので、まずは犯罪被害者等に特化した学習支援が必要。そして、心のケアも必要だと思いますので、その書き加えが必要ではないかと。そのケア等をした上で、いろいろな事情を踏まえながら、将来的には学校へ通える、学校への復帰の支援をしていくというふうにすべきではないかと思います。

それから次が、通し番号2－16なんですけれども、今まで第6次の男女共同参画の基本計画策定に向けた検討を踏まえて検討するという記載がいろいろなところに出てきておりますが、やはりこの段階で第6次男女共同参画基本計画の策定に向けた検討会で、どんな方向になっているのか、概略の方向性ぐらいを一度説明、ないしは御報告をいただけないかなというのが一つでございます。

○太田議長 まず、総論の案文につきまして、警察庁、お願ひいたします。

○警察庁長官官房参事官(犯罪被害者等施策担当) いつも大切な御指摘だと思うので、検討させていただければと思います。

○太田議長 続きまして、質問いただいた通し番号2－10について、文部科学省、お願いいたします。

○文部科学省大臣官房総括審議官 現状に書いてある文言に加えてというところになると、少しおっしゃっている意味を私が把握しきれてないのかもしれません。書いてあるのも、不登校になった場合、カウンセリングや学習指導等を通じた学校復帰のための継続的な支援と書いてあるので、おっしゃったことは既に書いてあるよう思うんですが、さらに考えていらっしゃる不足点を教えていただければありがたいです。

○太田議長 正木構成員、お願ひいたします。

○正木構成員 不登校になった場合に、やはり学校の教育に遅れないために、まず学習支

援というか、教育を与えなければいけないと思うんです。そういう場合に、オンラインだけではなくて、やはり誰かが赴いていって教えてあげるとかの学習支援が必要ではないかと思うんです。そしてまた、赴いていって心のケアをしていくということも必要ではないかと思うんです。心のケアの部分はこの記載で満たされているのかもしれませんけれども、やはり、直後に必要な学習支援、教育を受ける権利の支援、その部分についてはこの記載では漏れているのではないかと思います。

○太田議長 文部科学省、お願いいいたします。

○文部科学省大臣官房総括審議官 それでは、今のお話ですと、対面的な指導という言葉、あとはもう既に学習指導という言葉があるので含まれているとは思うんですけども、その文言について、警察庁とも調整しながら内部で考えさせてください。

○太田議長 続きまして、2-16の男女共同参画基本計画の概略、今後の予定や、今後の日程の中での御説明の可能性、その点について言及いただければと思いますが、内閣府、いかがでしょうか。

○内閣府大臣官房審議官（男女共同参画局担当） 基本計画の策定の状況を踏まえつつ、御報告できるように検討したいと思います。

○太田議長 日程的にはどうなっていましたでしょうか。こちらの男女共同参画基本計画策定のスケジュール的には、どういう状況にあるんでしょうか。

○内閣府大臣官房審議官（男女共同参画局担当） まだ未定です。

○太田議長 この秋ぐらいまでにある程度明らかになるんでしょうか。

○内閣府大臣官房審議官（男女共同参画局担当） 今調整しております、また御相談させていただければと思います。

○太田議長 もし今後分かる場合には、その概略についてこちらで簡単な資料をお出していただかうか説明いただければと思います。

次、田村構成員、お願いいいたします。

○田村構成員 私はまず、これを書く目的というのは支援をするために、支援を助けてくれるような対象者等々を書き込んで、漏れがないようにする作業という目線で見ておりまして、何点か気になったことがあります。

まず、資料1-1の第2の2「更なる精神的被害の防止」の1行目には、「自身や家族の医療・福祉」と書いてありますが、一般的には保健も入って、保健・医療・福祉が3つでひとかたまりの言葉のような気がします。御自身ですし、その影響によって家族の健康も、となると保健分野も入ってくるのかなと思うので、これはもし何か議論が以前にあったのであれば教えていただきたいのですが、気になりました。

あと、そういう目で見ておりますと、もう一つ大きく気になったのが、資料1-1の第2の1のところに「精神的・身体的被害」と書いてありますが、心理的被害についてはあって言及しないというようなイメージだったでしょうか。精神というのは心理も包含している概念だというのは認識しているんですが、精神的及び医療的なケア、それから今まさ

に正木構成員がおっしゃった心のケアとかカウンセリング等は心理的ケアの専門家が入つてきますので、精神と身体を対の概念として見出し語に採用されることには反対しないんですが、少なくとも内容として心理的なケアも必要だというところも言及が必要ではないかと思ったところです。

○太田議長 警察庁、いかがでしょうか。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） まず、1点目の保健のことは加筆をどうするか、また検討させてください。また、心理も含めて精神という言葉を使ったつもりではございましたが、あえてそこも区別して、何かうまい記載ができないか検討させてください。

○太田議長 よろしいでしょうか。

○田村構成員 はい。また、案文等にはぜひ貢献させてください。

○太田議長 和氣構成員、お願いいいたします。

○和氣構成員 資料1－2の11ページ、通し番号2－30のところですけれども、私も交通事故の被害者として、この中で「交通事件に関する」というたわれているんですけども、そのほかは全部「交通事故」という表現を使われていると思うんですけども、これは事故ではなく犯罪だという多くの交通事故の被害者たちの声がありまして、ぜひこの交通事件とか交通犯罪という言葉で統一していただけるとありがたく思います。

○太田議長 この点については、警察庁、いかがでしょうか。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 前回も御指摘いただところでもあり、全体の言葉の平仄、あるいは事件と犯罪、両方をうまく表記できるのかどうかなど、また検討させていただければと思います。

○太田議長 続きまして、近藤構成員、お願いいいたします。

○近藤構成員 資料1－2の14ページ通し番号2－40のところで、「学校における相談対応能力の向上等」というところですが、4期から5期に移るときに、上の方はみんな赤になって、教職員だけになっているのは、これはどういう理由なのかということを教えていただきたいです。また、学校は事件などが起こると全体のことに追われて、被害者のことまで手が回らないという状況なので、ぜひ教員に対する実のある研修を用意されて、教員にはしっかりと研修を受けていただきたいと思います。

また、最近の教師による盗撮などの犯罪、これは子どもの心を大きく傷つけることになるので、これに対する指導というのを何か、こここの場所ではないのかもしれませんけれど、書き込めるのか、被害児童を出さないための取組として、教師がそういう研修を受けるということは考えていないのか、書いていただきたいと思いますが、いかがですか。

○太田議長 まず、警察庁からお願いします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 通し番号2－40の冒頭部分、横線で消えている部分でございますが、別の箇所にその部分は記載しており、そこを整理する意味で消えているということでございます。

○文部科学省大臣官房総括審議官 今、警察庁からお話があったとおり、我々も当然この部分は重要と思っておりまして、決して削除ではなくて、移動というふうに考えております。

2つ目の、教員に対する質のある教育について、これは、まさにおっしゃるとおりでございます。文言についてはこちらの内部で検討させていただければと思います。

さらに、盗撮に関するお話がありました。おっしゃるとおり、これがこの部分なのかどうかというのにはありますけども、我々、文科省としても非常に許し難い話でございます。当然ながら、教員への指導、あと学校自体のガバナンスの在り方についてはしっかりと対応してまいりたいと考えております。

○近藤構成員 お願いします。

○太田議長 盗撮に関してはこども家庭庁の施策にも絡んでくると思いますけど、こども家庭庁、いかがでしょうか。来年からの動きとの関わりもあるかと思いますけど。

○こども家庭庁長官官房審議官（支援局担当） こども性暴力防止法につきましては、現在、議論をしているところであります。来年の施行を予定しております。この点に関しましても文科省とよく連携して進めていきたいと思っております。こども家庭庁としても、今回の事案はあってはならない事案だと思っており、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○太田議長 まだ内容は公表されていないようですが、今、検討中ということですので、それを踏まえた案文にしていくことが望ましいかと思います。

それでは、伊藤先生、お願いいたします。

○伊藤先生 第4次計画に比べて、かなり整ってきたなという印象を持ちました。

まず、資料1－1の「I. 現状認識と講じる施策の方向性」について、よくまとめていただきましたが、印象としてはやはり目新しいものがないなと、第5次計画としての新たなものというのが感じられないことが残念な点です。ですので、もう1回ここを考えていただくとき、現状認識と講じる施策の、特に今後の方向性というところの内容を検討していただけるといいかと思います。読んでみると、「一層容易に」、「充実させる」、「更に充実させ」のように、結局、第4次計画を更によくするといった印象を持ちやすいと思いますので、第5次計画として、これから5年間、こういう新しい取組をしますよというのを入れていただきたいと思いました。

例えば、方向性として入ってほしいのが、やはり被害者の方の精神的被害の回復を思うと、近時のネットの誹謗中傷の件、それに対してどう取り組むかというのを入れた方がいいのではないかというのが意見です。

あとは、細かいことになりますが、例えば資料1－1「第1 現状認識」の、1ページの3段落目のところ、知り合いの研究者と話していて指摘されたんですけれども、P T S Dというのは、今は「心的外傷後ストレス症」と言うらしいんですね。「障害」をつけないようになっているということでしたので、これはD S Mのマニュアルで、そのように近年

決まったということですので、細かいことですが、これは直した方がいいかなと思いました。それから、同じ段落で、正木構成員から指摘ありましたけれども、「女性やこども」という、なぜここでこのような書き方をしているのかと思いました。やはり男性、それからの性的マイノリティー、障害者、そういう方に対する目配りも必要なので、その辺をどう織り込むか、第4次計画のときは最後の議論で入れなくてはいけないことになり、例えば、「障害者や男性等を含む」とか、「男性や性的マイノリティーが被害を受けた場合の対応を含め」とかいうのを案文に入れていった経緯があったと思います。どのようにうまく入れ込んで整合性をとるか、ここに障害者が入ってなくてこっちに入っているというのは、また少し混同してしまいますので、その辺、全体の案文の整合性ということで考えていただけたらと思いました。

あと、この資料1－2について第4次計画で「努める」とか「周知する」という最後で終わっていた場合、第5次では、例えば「徹底する」とか、「徹底を図る」とか、何かもう一歩進めた言い方、もっとこう進めていくという言い方にならないでしょうか。第4次計画で周知に努めたのだったら、第5次計画では更にワンランク上というか、もっと進めてこれをやるよというところを見せないといけないのでないかなと。少し細かいことですけれども、語尾の書き方も気をつけていただけたらありがたいと思いました。

○太田議長 最初の第5次計画としての目新しい方向性、ないしは問題として何かあるかということと、それからSNSによる誹謗中傷、ネットによる誹謗中傷に対するものを特出して書き込んではどうかということかと思います。既に含まれているとは思うんですけど、何か特出しできちんと書いた方がいいのではないかという御意見ですが、警察庁、いかがでしょうか。

○警察庁長官官房参事官(犯罪被害者等施策担当) 事務局としてお答えしますけれども、前回御議論いただいた重点課題の第5の中でインターネット上の誹謗中傷を取り上げておりますので、記載としてはそちらでいきたいと考えております。あとは、重点課題の第4が支援体制の整備になりますが、そちらの方でもインターネット上の誹謗中傷については記載予定でございます。これは来週御議論いただくところでございます。

目新しい施策というなかなか難しい宿題をいただいているなというところでございます。前回も同じ御意見を頂戴しています。犯罪被害者施策の中で継続的にやっていかなければならぬものもありますし、他方で、その時々の課題に応じてしっかりと取り組むべき新しい課題もあるかなというようにも思っております。また各省とよく話をしながら、どんなものが書けるか考えたいと思います。

その他、用語の問題につきましても、また気を付けて、御指導いただきながらブラッシュアップしたいと思います。

○太田議長 伊藤先生の御趣旨としては、重点課題5にも誹謗中傷等は入っておりますけれども、それによる精神的被害は非常に大きいので、ストーカーとか例示がある中に、こういった誹謗中傷とか、名誉毀損とかいったものを特出して書いて、方向性として入れた

方がいいんじゃないかというものとして承りました。具体的施策は5の方にも入っておりますけど、こちらの方でも特出しする意味があるのではないかという御趣旨のように承りましたので、御検討いただければと思います。

それから女性、子どもの件は先ほどの正木先生の御意見と、共通かと思います。心的外傷後ストレス障害というのは全体の案文にも関わってきますが、前田先生、医学的にこれはもう、P T S Dは「心的外傷後ストレス症」と正式に書いた方がいいということでおろしかったでしょうか。

○前田構成員 現状はもうどちらも併用可なんですけれども、近い将来、今、御指摘があったように、「障害」を取って「症」になっていきますので、今の段階で「症」にしておく方がよろしいかと思います。

○太田議長 要するに「障害」という言葉に少しネガティブなニュアンスがあるからというのがその理由なのでしょうか。

○前田構成員 理由はですね、もともと、英語の d i s o r d e r という言葉を障害と訳していたんですけれども、福祉領域で使われる d i s a b i l i t y の訳語の「障害」とかいう言葉と混同してしまうということがあって、医学的な意味では、病気の一様態を示すという意味で、福祉領域で使う「障害」とは区別しましょうということで、この「症」という言葉をつけるようになったと理解しています。

○太田議長 分かりました。この点は警察庁と厚生労働省とも併せて検討いただいて、どういう表現、併記するのがいいのか、変えてしまうのか、そこも含めて考えていただきたいと思います。もともとは d i s o r d e r で、 s y n d r o m e ではないので、そこら辺が難しいところかと思いますが、分かりました。

○前田構成員 まだ、国が使っている I C D 10 という WHO の診断基準の中では「障害」なんですよね。ですから、私たちの公的な文書の方は「障害」と書いてあることもしばしばあって、近い将来を考えたら「症」がいいだろうというような形です。

○太田議長 分かりました。

それでは、今の伊藤先生はそれでよろしかったですかね。

○伊藤先生 全体の整合性もあると思いますが、性的マイノリティー、男性という、対象が様々なので、女性や子どもだけ特出ししない方がよいという趣旨で意見しました。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 大事な御指摘を頂戴しました。これも検討させていただきたいと思います。

○太田議長 それでは、2巡目として、正木構成員、お願いいいたします。

○正木構成員 資料 1 – 2 の通し番号 2 – 40 のところでございますが、この点については先ほど近藤構成員からも、学校内において、先生からの被害、そして生徒間同士の被害も増えているということで、その点の対応についてはただいまお答えいただいたのかなというふうには思っております。ただ、そういう状況になってきており中で、相談、それから、児童生徒への対応を考えた場合に、様々な問題が生じてきています。特に児童生徒の

特性として、記憶の汚染をさせてはいけないというところがあろうかと思われますので、相談対応をする中で、児童生徒の記憶の汚染をさせない対策というのも非常に重要になってくるかと思います。ですので、その点の書き込みが必要ではないかと思います。記憶の汚染をさせないためのマニュアルなんかも作っていく必要があるのではないかということ。そして、犯罪被害に遭った児童生徒さん、非常に心の傷を大きく負うと思われますので、そういう児童生徒さんに対する心のケアに対するカウンセリング等々の施策というのも、ここに書き込んでいただけないかなと思った次第です。

それから、記憶の汚染と関連して、通し番号2-42のところなんですかけれども、最後のところで、児童が精神的負担を感じることのない聴取の場所・回数・方法等を配慮する取組となっています。やはりここも記憶の汚染をさせないということが非常に重要になってきますので、記憶の汚染の防止という言葉を入れていただいた方がよろしいのではないかと思っています。ここでも、先ほど申し上げましたように、供述をした児童生徒は非常に心理的負担が大きくなっていますので、カウンセリング対策というのはしっかりとやっていく必要があると思いますので、その点の書き込みもしていただきたいと思いました。

○太田議長 2-40につきましては、文部科学省、お願ひいたします。

○文部科学省大臣官房総括審議官 委員からお話をいただいた記憶の汚染という言葉、非常に重要だと思っています。どういう言葉で書くのかということについては、また検討させてください。

あと、カウンセリング対策について、今、教育相談体制の充実という言葉でございますけれども、この言葉に含まれると思うものの、もしかしたら、おっしゃっているのは違う意味かもしれない、そのカウンセリング対策という言葉と、教育相談体制の充実等という言葉の包含関係を少し検討させていただければと思います。

○太田議長 それでは、2-42は警察庁、法務省に関わってくるかと思われますけど、いかがでしょうか。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 記憶の汚染、非常に大事なテーマでございまして、2-42で警察、法務、こども家庭庁という3者の連携通知を以前出しておりまして、その中で記憶の汚染の趣旨に関する記載も設けていたと思います。また、その際、被害者の方、被害に遭われた方は心理的なケアが必要な状態になるのはもちろんのことだと思いますので、そこへの対応をどうするか、これはまた3省庁で検討させていただきたいと思います。

○太田議長 法務省も、今の御発言でよろしかったでしょうか。

○法務省大臣官房参事官 結構でございます。

○太田議長 分かりました。

それでは、和氣構成員、お願いします。

○和氣構成員 9ページ、2-25のところなのですが、「警察において」という文言はほかとの整合性から削除すべきだと思います。それから、性犯罪被害者の関係ですけれども、

まだまだ警察の方々の犯罪被害者支援に対しての知識、意識が整っていないというか、特に交番勤務の方、駐在所の方々まで、一般の国民はそういうところに根ざしていますので、ぜひ教育をお願いしたいと思います。そこに「警察学校等における研修」とありますが、中級幹部の教養は、管区学校が行っているということですので、管区警察学校及び警察学校での研修並びに職場における研修等というふうに入れていただけるとありがたいと思います。

○太田議長 これについて、警察庁いかがでしょうか。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） ありがとうございます。まず、「警察において」という言葉を取るというのはおっしゃるとおりで、そのほか研修に関する御指摘ありがとうございます。これを踏まえて、また修文させていただきたいと思います。

○太田議長 それでは、オンラインで御参加の武構成員、お願ひいたします。

○武構成員 ありがとうございます。資料1-2の3ページ、通し番号2-9と2-10ですけれども、これは関係していると思いますが、通し番号2-9には被害少年等である児童少年に対する心理的ケアと書いていて、通し番号2-10には犯罪被害に遭った児童生徒又はその兄弟姉妹と書いてあります。通し番号2-9にはこの兄弟姉妹が入っていないので、ここにも入れていただきたいと思います。

不登校となった場合、「教育委員会が設置する教育支援センターによるカウンセリング」と書いてありますが、その前に、不登校にならないためには通し番号2-9の研修がとても大事だと思いますので、ここにも兄弟姉妹を入れていただきたいということです。

それと、通し番号2-10にあります教育支援センターによるカウンセリングや学習指導というのは、今まで犯罪被害者に実施した経験があるのかどうか、それを知りたいと思いました。よろしくお願ひします。

○太田議長 文部科学省いかがでしょうか。

○文部科学省大臣官房総括審議官 いただいた資料1-2、通し番号2-9と2-10についてでございます。確かにこれは被害少年等であると書いてあるものと、通し番号2-10では「犯罪被害に遭った児童生徒又はその兄弟姉妹である児童生徒」と、確かに書きぶりを少し変えていますが、ここについて合わせるべきなのかどうかというのは検討させてください。

考えてみると、この被害少年等であるという方が、もしかしたら包含関係としてはより広い概念の感じもしていて、当然に含まれ得るのだろうなとは思いますが、そこについてはやはり確認をした上で、文言を合わせるべきか、このままでいくのかということを検討させていただければと思います。

もう一つの御質問である、カウンセリング等を行う指導者について犯罪被害に関する知識があるのかどうかというところでございます。かなり個別の案件に関わる話なので、確實なことは、申し訳ありません、申し上げられませんけれども、当然ながらこのためにカウンセリング等の指導を行うので、我々としては当然その知識は持っているものと考えて

おります。

○太田議長 武構成員、お願ひいたします。

○武構成員 なぜ教育支援センターによるカウンセリングや指導ができるかと心配しているのかといいますと、教育委員会自体がまだ犯罪被害者に対して理解が薄いところがあるからです。遺族の人たちは、いのちの授業で話す機会をもらい、いろいろな地域で話をしています。でも、まだいのちの授業にあまり力を入れていない地域もあります。それで、その地域の教育委員会に問い合わせたところ、犯罪被害者のことに対する理解がなかったのです。だから、そんな教育委員会が設置すると書いてあるこのセンターがとても心配だったので、質問をしました。まずは、犯罪被害者を知りたいと思ってほしいし、しっかりと理解をしてほしいのです。そして、関わっていただきたいと思います。

○文部科学省大臣官房総括審議官 まさに現場の実態についてお話ししていただきありがとうございます。ここは大事な話であって、もっと取組を進めるべきというのをおっしゃるとおりですので、その取組を進めてまいりたいと思います。

○太田議長 伊藤先生、お願ひいたします。

○伊藤先生 資料1-2の各項目について、細かいことになりますけれども、意見を述べさせてください。3点ほどあります。加えてお尋ねしたいことが2点あります。

まず、通し番号2-7です。警察部内のカウンセラーは、配置状況について毎年公表するとなっていますが、配置状況だけでは少々実態が分かりづらいのではないかと思います。やはり配置状況と活用状況が必要ですので、そのように考えていただきたいです。中身がどうかということですので、御検討いただけたらと思います。

続いて、2点目は通し番号2-8です。これは、警察庁においてカウンセリングを実施していくということで、「保護者の同意を得た上で」というのは大事であるとは思いますが、今の時代、子どもの権利ということから言うと、子どもの同意というのも入れるべきなのかなと思いました。というわけで、「少年と保護者の同意を得た上で」などにした方がいいのかなと、思いました。

続いて、3点目です。通し番号2-28です。これも細かいことですけれども、文言です。「そのプライバシー、名誉、心身の状況、社会的立場等に十分配慮する」と書いてありますが、第4次でもこのような言葉を使っていたのでしょうか。名誉というものが少し分かりにくいのではと思いました。被害に遭われた方の名誉回復はとても大事ですけれども、名誉とは何かということが日本語だと分かりにくいので、これは尊厳などにした方がいいのかなと思いました。尊厳という言葉は基本方針の中にも明確に入っていますので、名誉ではなく尊厳という言葉はいかがでしょうか。御検討いただけたらと思います。以上、細かい点ですが3点でした。

そして質問ですけれども、通し番号2-43です。「事案に応じた柔軟な対応」と書いてありますが、少々これは中身が分かりません。第4次計画から使っていたわけですけれども、今回この項目の中に入れるのであれば、ここを御説明いただきたいと思いました。

それから、通し番号2-57です。2-57も少し分かりにくい点で、「適切な処分を行うとともに」と書いてありますが、この適切な処分というのは何でしょうか。「処分」というのは何の処分なのか分かりにくいと、素人目には最初にそう思ってしまったので、説明が必要かなと思いました。

あと、もう1点だけ言わせていただくと、通し番号2-42です。先ほど議論に上がった被害児童からの事情聴取における配慮のところですけれども、この文書もやや長く分かりにくかったです。もう少しすっきりした言い方ができるのかなというのが私の印象でしたので、御検討いただけたらありがとうございます。

○太田議長 最初、通し番号2-7と2-8は警察庁ですね。お願いいいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） まず、通し番号2-7は、活用状況という語句を入れるということについてまた検討させていただきたいと思います。

通し番号2-8については、少年あるいは子どもの同意を取った方がいいのではないかということで、これも併せて記載ぶりを検討させてください。

それから、通し番号2-43。ここはまた検討の上、もし言葉として適切でないのであれば、それも含めて検討させていただきたいと思います。

○太田議長 続きまして、法務省、お願いいいたします。まず、通し番号2-28の、名誉という表現ですね。

○法務省大臣官房参事官 先生の、尊厳という御指摘は重要なものと考えております。他方で名誉の回復ということもやはり重要な要素であると考えておりますので、その書きぶりに関して「名誉」と「尊厳」をどうやって入れるかは、改めて検討させていただきたいと思います。

次に、通し番号2-57に御指摘をいただいております。「事案に応じた適切な処分」ということですが、これは検察当局におきましては事件処理を行うことを念頭に置いてございまして、事案に応じた事件をしっかりと処理するという趣旨で、「処分」という用語を使わせていただいております。分かりにくいという御指摘を踏まえまして、ここに関しても改めて検討させていただきたいと思います。

○太田議長 あと、通し番号2-42が長いということについては、案文で御検討いただければと思います。

それでは、オンラインで参加の前田構成員、お願いいいたします。

○前田構成員 私からは2つで、どちらも厚生労働省に関わることです。

1つは、今、私が精神保健福祉センターの仕事をしていて、その立場からです。資料1-2の2ページ、通し番号2-6の精神保健福祉センターの役割というところで、職員の理解の促進についてですけれども、精神保健福祉センターは依存症対策とか自殺対策、様々な活動をやっていて、その背景に犯罪被害者の問題があることがとても多いです。ここでは、要するにセンターの職員がもう少し勉強しなさいというようなことしか書かれていないのですけれども、本当はもっと積極的な役割があると思っています。この最後の文章の

ところ、「犯罪被害者等支援業務に関する同センターの職員の理解促進を図る」というだけではなくて、例えば、「図るとともに他支援機関との連携を促す」とか、何かそういう、もっともっと積極的な役割、ハブとなっていくような役割を持たせるというようなことを付け加えていただいた方がいいのかなと思いました。

あと1点は、同じく医療に関わるところで、資料1－2の14ページの通し番号2－39、医療関係者に対する犯罪被害者等の理解促進についてです。「医学生や看護学生を含む医療関係者が犯罪被害者等の心情やトラウマインフォームドケア等について理解を深める」と、これはそのとおりですけれども、ここに記載している「心情」だけではなく、医学関係者にはもう少し専門的なことを知つてもらわなければいけないので、例えば、「医療関係者が犯罪被害者等の有する医学的問題やその治療、あるいはトラウマインフォームドケア等について理解を深める」というような、もう少し積極的に医学的な問題、症状であるとか、特に治療といったところの理解を深めること、特に自立支援などの診断書の記載にも関わることなので、もう少し付け加えておいていただいた方がいいのではないかと思いました。

○太田議長 厚生労働省からお願ひいたします。まず、通し番号2－6。精神保健福祉センターのところです。

○厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付政策企画官 通し番号2－6にいただいた御指摘につきましては、委員の問題意識も踏まえまして、センターの役割、もう少し積極的な役割といったことはどういったことができるのか、内部で検討させていただければと思います。もう一つ、通し番号2－39の医学関係者のところについても、今御指摘いただいた内容を踏まえて内部で検討させていただければと思います。

○太田議長 通し番号2－39。これは文部科学省、よろしいでしょうか。

○文部科学省大臣官房総括審議官 今の厚生労働省さんの回答と同じように、私どもも心情という言葉だけではなくて、今、前田先生からお話しいただいた医学的問題やその治療等に関する点について、文言は厚生労働省さんと調整させていただければと思いますが、検討させてください。

○太田議長 田村構成員、お願ひいたします。

○田村構成員 頭出しで言いたいことが1点と、それから様式に関することが2点です。

まず、資料1－1の2ページ目、二次的被害というもので、2ページ目の、第2の2というところかと思います。「二次被害」とか「二次的被害」の議論はずつと前にあって、「二次的被害」に落ち着いたと理解しているところですが、今ほどお話があった、いわゆる支援者から受ける二次的被害と、マスコミやSNSで叩かれるといった外側の関係ない人たちから受ける二次的被害というものが2つに広がっていくのかなと。そうなると、対策を立てるためにもカテゴライズすることが必要で、次に出てくるときにはその文言が加わっているのかなと期待していますということも含めて、忘れないように申し上げました。

それから様式に関して、今言いました2ページ目の第2の2を例に申し上げます。まず

2パラ目、「こうした事態を防ぐため」以降がまず長くて、一般国民が読むということを意識して区切った方がいいのではないでしょうか。

それからもう一点は、例えば、こうした事態を防ぐため、支援に当たる担当者等に対してやらせる、という文章になっていますが、対象がする、という文章でないといけないのではないかでしょうか。強制するものではありませんので、適切な対応ができるようにするよう努めるとか、そういった書き方だと、それに対して皆様方がどういった検証をするのかとなりますので、整理が必要なのかなというところでございます。

そういう言い方をしていくと、今度は1－2の全体について、一般国民には分かりにくい書きぶりがあります。まず最初に、目的を「何々のため」と書いて「誰が誰とやる」ということが書いてあって、それを「誰に対して実施する」ということを書いた後、それによって社会を変えていく、推進するという書きぶりになっているとも読み取れるのですが、ある程度それを整理していかないと、次の計画を議論するときに、目的と対策が合っていないかったのか、目的そのものが違っていたのかと、分けて議論をすることが難しくなるのではないかなと思います。何をここに書くのか、それをどういった書き方にするのかということも、少し意識していく必要があるのではないかと思ったところです。

○太田議長 まず、二次的被害について、これは警察庁からお願ひいたします。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） 総論の書き方については、きちんと検討したいと思います。

2の2パラが長いというところも、分かりやすくなるように、その結論の書きぶりも含めて、よく検討したいと思います。

それから、1－2の全体の各論の書きぶりですけれども、関係府省庁、それぞれ施策は持っている中で、その平仄を全体としてどこまで合わせられるかという問題もございますが、この会議の場で関係府省庁が御意見を聞かせていただいておりますので、それぞれで今の先生の御指摘を踏まえながら、どんな書きぶりができるのかを検討していくということで、府省庁の皆様方もよろしくお願いしたいと思います。

○太田議長 田村構成員からも、この計画の中で具体的に、この案文はあまりにも分かりにくいし、目的もはつきりしないというのがあればお示しいただけると、官庁も修正しやすいのではないかなと思います。

○伊藤先生 すみません、今の話題に関連して。

○太田議長 はい、お願ひいたします。

○伊藤先生 この案文、やはり文章が長いものが多いのでそこを各府省庁が工夫していたらといいかなと思います。こういったものは一文がどうしても長くなってしまうし、行政はそれに慣れていらっしゃるから当然と思いがちですけれども、いろいろな方が見る、特に国民に発信するという面も強いと思いますので、そこは工夫できる点だと思います。一文に長くいろいろ盛り込んでしまうと、読みこなせないので、文章は短めにというのをポイントにしてもらいたいと思います。

○太田議長 分かりました。非常に微妙な内容を含んでいるものも結構いっぱいあって、かなり官庁間での細かいやり取りの中で決まっている文章もありますけれども、それと分かりやすさをできるだけ両立できるように御検討いただければと思います。

それでは、武構成員、お願ひいたします。

○武構成員 文章が長くなったらいいけないのかもしれません、資料1-2の10ページ、通し番号2-28、ここの中の部分、「矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等」と赤で消されているところがありますが、ここはなぜ消したのでしょうか。私はここが大事だと思ったのですが、長くなるから短くされたのか、消されていることが気になりました。

それともう一つ消されているところがありまして、通し番号2-40ですけれども、かなり消されています。ここも長くなるからかも分かりませんが、この赤で消されている部分、私はとても大事だと思っています。なぜ消されたのでしょうか。

○太田議長 後の方の質問は、先ほど官庁から、ほかのところにたくさん長く盛り込まれているからという説明がございました。

2-28については、法務省、いかがでしょうか。

○法務省大臣官房参事官 御指摘をいただいている部分に関しましては、考え方としては、通し番号2-28から2-32に移させていただいているという理解でして、法務省としても、重要であるという御指摘はごもっともと考えております。

○太田議長 2-40は先ほどの私の説明でよろしかったでしょうか。なくなったわけではなく、ほかのところに移している、もしくは統合していることですが、武構成員、よろしかったでしょうか。

○武構成員 分かりました。よく読んでみます。

○太田議長 ほか、ございますでしょうか。

もしなければ、私から何点かございます。先ほど伊藤先生からも何か目新しいものはないのかというお話をございましたけれども、たたき台の総論の部分、この中で、特に今回、DVとか、ストーカーとか、児童虐待なんかを特出ししていただいております。1ページの5段落目DVやストーカーについて記載した部分ですが「その犯罪の性質からして、犯行が繰り返し行われることが往々にしてあり」とあります。問題意識として、第4次計画から既に入っていますけれども、これらの犯罪は非常に被害が潜在化しやすいという特性があります。そのために被害が非常に長期化するとか、犯行が繰り返されることがありますので、「その犯罪の性質からして」の部分を「その犯罪の性質から、被害が潜在化しやすく」と修文をしてはどうでしょうか。講じる施策についても、もう一つ、新しく項目を立てて、1と2の間に、特に、DV、ストーカーや児童虐待という潜在化しやすい被害について、重要な施策かと思いますので、講じる施策の方向性に新たに第2を設けられないでしょうか。今の更なる精神的、二次的被害の防止を3にして、2のところに潜在化しやすい犯罪被害の早期発見と早期介入ということで、それほど長くなくていいと思いますので、こういった潜在化しやすい犯罪被害を早く、きちんと発見して、被害者に対し

て早く支援ないしは介入をしていくということを書いておいた方が良いと思います。資料1－2の個別の施策の中に沢山そういったものが入っておりますので、方向性としても、そういうものをあえて出しておくということが意義深いのではないかなと思っております。

それから、そのこととの関係ですけれども、資料1－2の個別の施策の中で、通し番号2－52の再被害防止について、ストーカーやDVの場合に再被害を受けるおそれがある中で、「犯罪被害等への安全確保について努める」ということだけで終わってしまっています。第4次計画でも記載していましたが、皆さんも御承知のように、福岡の事件で、禁止命令を受けていたストーカーの被害者が殺害されてしまいました。今、韓国でも同じような事件が起きて大騒ぎになり、法改正まで実現しております。単に「安全確保について努める」だけではなく、私は具体的な内容について、どういう安全策を講ずるのかということを書き込んだ方がいいのではないかと考えております。例えば、何年をめどにというのを入れてもいいですが、犯罪被害者等の安全を確実に守るために効果的な方策について検討する、という内容にしておいた方がいいと思います。ただ単に、これからもやっていきますよというのではなくて、これまでうまくいかなかった部分もあるということを踏まえ、新たな施策の検討も含めた方がいいと思います。これは別にストーカー禁止命令の対象者だけではなくて、保護観察でも被害者への接近禁止という遵守事項がついているのに、接近して遵守事項違反になるケースもあります。被害者はそれだけで非常に怖い目に遭ったりしているわけです。単に被害者に接近して現処分を取り消すことができたとしても、その前に殺されてしまったら何ともならないので、私はそういうことも含めて、被害者の安全確保、再被害とか、お礼参りとか、そういうものを防ぐための具体的な効果的な方法について検討するということは入れた方がいいのではないかなと思います。

それから、先ほどの正木先生の御指摘、その後も幾つか意見が出ておりましたが、それで気がついたことですけれども、2－9は、どちらかというと、これは被害少年だけに限るのではなく、兄弟姉妹としての少年も入れて、特出した方がいいと思います。どちらかというと、あとは検証の方の話になっている。どこかほかに出てきたのかもしれませんけれども、この2－10は、そういう被害者や遺族としての兄弟、姉妹が不登校となった場合の対応ということですが、実際に私が御遺族の兄弟姉妹からお話を聞いたときも、不登校にはなっていない。だけど、親は刑事訴訟とか、それから、民事訴訟でてんてこ舞いになっており、こどもは学校へ行っているからいいと思っていたけれども、實際には本当に大きな精神的な被害を受けて大変なことになっているということがありました。そうすると、別に不登校になっていなければいいというわけではありません。どこかほかの部分でカバーできていればいいのですが、別に不登校になった場合に限らず、登校していても、きちんと犯罪被害を受けた児童やその兄弟姉妹に対するケアはする必要があると思いますので、そういう案文にした方がいいのではないかなど、先ほどの議論を伺っていて思いました。ただ、それは案文のどこかほかの部分でカバーできている可能性もありますが、不

登校の場合だけの議論ということにしなくてもいいのではないかなと思いました。

まず、全体について、警察庁、いかがでしょうか。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） 総論部分で、潜在化しやすい犯罪被害について、早期発見、早期介入、それに伴う具体的な施策をどうしていくか、まさにストーカー対策、近時の事案も含めて、非常に重要なところでございますので、施策としてどんなことを盛り込めばいいのか、書きぶり等、また検討させていただきたいと思います。

○太田議長 ストーカーに関しては警察庁と法務省かと思いますけれども、これについてはいかがでございましょうか。

通し番号2-52ですね、ストーカー等の被害者の安全を確保するのに努めるだけでは、うまくいかなかつたケースが出てきているので、もう少し確実な方法を検討するという方向に持ていってはいかがかということでございます。

○警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課長 生活安全部局と連携して、具体的な書きぶりができるかどうか、内部で検討してまいりたいと思います。

○太田議長 これは法務省も関わってくることでございますので、併せて御検討いただければと思います。

○文部科学省大臣官房総括審議官 今、太田議長からお話をありました通し番号2-10の不登校の場面だけではなくて、不登校ではないけれども、やはりそういう被害を受けた子どもたち、その兄弟、姉妹、そのケアも必要ではないか、この点について、まさにおっしゃるとおりでございます。この点については、通し番号2-40のところでその旨の記載がございます。これで足りるのかどうかというのはまた別問題でありますけれども、不登校以外のまさにてんてこ舞いになっている親御さんの中での子どもたちのケア、こういうことについては通し番号2-40で書いていると捉えております。

○太田議長 でも、通し番号2-40も検証の方に話が向いているわけですね。

○文部科学省大臣官房総括審議官 その途中に、「また」の前段のところに「教育相談体制の充実等に取り組む」と、こここの部分に、まさに今、議長からお話しいただいたところが含まれていると考えております。今は第4章の方に移動しているのですが、いずれにせよ、記載としてはございます。

○太田議長 消している部分ですね。分かりました。

それでは、もう一つ検討課題が残っておりますので、まだ御意見もあろうかとは思いますけれども、いったん、これで重点課題1に関する議論は終了とさせていただきます。関係府省庁におかれましては、今日出た意見や質問等を踏まえまして、計画案文の修正等を御検討いただいて、次回以降の会議でお示しいただければと思います。

また、事務局には各構成員からの発言を整理してもらって、各府省庁の検討状況が見えるようにしていただければと思います。

それでは、続きまして、重点課題3の計画案文についての説明、議論に移りたいと思いますので、まずは事務局から説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 重点課題3 刑事手続等への関与拡充への取組、資料は2-1と2-2です。

まず、2-1を御覧いただきたいと思います。

従前、このテーマに関しましては、主に公判前整理手続への被害者参加、それから被害者参加の対象犯罪の拡大、そして医療観察事件への関与について、それぞれ御議論をいただいていたところでございました。

この総論の部分でも、この3つのテーマに関連する記述について、分量を取っております。

ただ、これ以外にも、第4次計画までにあった施策も含めて必要な施策がございますので、それも併せて記載しております。

まず、総論の第1では、現状認識について記載しております。犯罪被害者等は、刑事手続において、「事件の当事者」として尊重される立場にあります。第1段落では、その旨を記載しております。

これを踏まえた代表的な施策として、第2段落では公判段階について、被害者参加制度が導入されたということ、また、第3段落では、加害者処遇の段階について、心情等の聴取・伝達制度の整備などがなされたことを書き、第4段落で一定の進展が見られたとしております。

その上で、1ページ目最後の「しかし」からの段落でございますが、「今なお犯罪被害者等からは、制度及び運用の両面から、本重点課題に関連する要望が寄せられる」などしている旨、書かせていただいております。また、少年保護事件、それから医療観察制度においても、理不尽に犯罪被害に遭われた事実には変わりがない、それぞれ「事件の当事者」としての関与や配慮を求める声があるとしております。

おめくりいただきまして、2ページ目の最初の段落は、「第1 現状認識」の締めくくりでございますけれども、刑事手続では、国家・社会の秩序維持や個人の人権保障、また、少年であれば少年の健全な育成、医療観察であれば対象者の治療という要請もございます。このような要請を前提としながらも、「事件の当事者」である犯罪被害者等が手続に適切に関与できるよう、その機会の拡充のための検討を進めていく、と締めくくっております。

第2は具体的施策の方向性についてです。この中で大きな構造でございますが、手続の時系列、それから類型の特性に鑑みて、2ページからの「1 捜査、公判等の段階における関与等」、それから、4ページの下からは、「2 加害者の処遇段階における関与等」、5ページの中ほどからは、「3 少年保護事件・医療観察対象事件」の3つに分けております。

その上で、2ページ目にお戻りいただいて、「1 捜査、公判等の段階における関与等」でございます。

まず(1)として、公判前整理手続について記載しています。1段落は、犯罪被害者等の方々のニーズの確認や分析についてでございます。公判前整理手続の参加について要望がございますけれども、その背景には、知りたいということや、公判期日、それ自体に参加

するに当たり、十分な準備が必要だということが挙げられます。

続く第2段落では、公判前整理手続の被害者参加、それ自体はどうかということについてです。ここは刑事訴訟制度の基本構造との兼ね合いからの難しさを記載しております。ちなみに、この基本構造については、当事者主義とか、当事者追行主義とか、講学上は様々な用語がございますけれども、政府文書としては特定が難しいので、直接その用語は用いておりませんが、そのような趣旨のことを記載いたしております。すなわち、検察官が訴因を設定して主張・立証を行う、被告人・弁護人は防御を行う、そのせめぎ合いの中で裁判所は中立、公正な判断を行う、こうすることで訴訟における真実発見がなされて、人権保障を全うしながら、適正、迅速な刑罰権の行使が図られる。そのような構造についてでございます。

この第2段落目の中ほどからございますとおり、公判前整理手続は公判準備の期日ですけれども、そこに犯罪被害者等が実質的に関与することになると、刑事訴訟制度の基本構造に大きな変容をもたらし得るということから、公判前整理手続の被害者参加の制度、それ自体は慎重な検討を要するものと書かせていただいております。

他方、第3段落でございますが、現行法上の被害者参加制度においては、証人尋問や被告人質問を行うに当たり、検察官に申出をしなければならないとされているところです。そして、この被害者参加を適正かつ充実したものとするためには、検察官と犯罪被害者等との間で十分な意思疎通を図ることが必要となるところです。そうすると、犯罪被害者等の立場に立てば、検察官が十分に意見を言うためにも、公判前整理手続で行われていることを直接傍聴できるようにすべきということにもなります。この点、現在も、ここからは3ページの冒頭ですが、犯罪被害者等が傍聴を希望する場合には、検察官としても相当であると考える場合、犯罪被害者等の希望を裁判所に伝えることとしております。

他方、3ページ目の第2段落にもございますとおり、この傍聴については、先ほどの基本構造に抵触するものとは言い難いところでもございます。むしろ、検察官との意思疎通にとってプラスありますし、犯罪被害者等の要望にもかなうところといえます。

その次の第3段落では、この傍聴に関して指摘されている件、例えば犯罪被害者等が証人になる可能性がある場合などが、更なる指摘として記載されております。

そして、この項目の最後の「そこで」の段落ですが、「適切な範囲で犯罪被害者等による公判前整理手続の傍聴の機会を付与することについての多角的な検討を行う」として締めくくっているところでございます。

引き続いて、「イ 検察官と犯罪被害者等との十分な意思疎通の確保」についてでございます。

先ほども関連する点がございましたが、そもそも公判前整理手続について、犯罪被害者等の方々から御要望が出てきますのは、結局のところ、検察官が犯罪被害者等に対して十分に情報伝達をしていない、また、犯罪被害者等の疑問や質問を解消することはできていないということにあるのではないかという指摘があります。ここをいま一度十分に意識し、

徹底していくことが重要ではないかということを書かせていただいている。

次に、(2)でございます。3ページ目の下から2行目にあるとおり、被害者参加制度の対象犯罪の拡大について御要望があったところでございました。4ページ目の冒頭に移りますが、その対象犯罪は、刑事訴訟法上、一定の犯罪に限定されております。個人の尊厳の根幹を損なう罪という基準で選定されているものでございました。拡大について御要望がある罪について、これに該当するか、また、該当しない罪を入れるとすれば、他の罪との不均衡が生ずるのではないかなど、ここに書きました問題点があると考えられ、対象犯罪の拡大それ自体については慎重な検討を要するものと考えられるようなことから、その旨、記載させていただきました。

他方、このページの第2段落でございますが、対象犯罪の拡大のニーズの背景には、一般の傍聴人とともに傍聴することや、被告人から見える状態での傍聴に心理的な抵抗があるところ、被害者参加制度の対象犯罪に含まれていない場合、遮蔽措置を利用することはできない、こういった点もあります。こうした心情は十分に尊重されるべきものでもありますし、ビデオリンクなど参考となる規定も存在します。そこで、「そのような規定も参考としながら、プライバシー等に配慮した公判の傍聴の方法について多角的な検討を行う」と締めくくさせていただいている。

続く(3)は、その他捜査、公判等の段階における各種取組について記載いたしました。

続きまして、「2 加害者の処遇段階における関与等」でございますが、まず、「(1) 心情等の聴取・伝達制度」でございます。これに関しましては、近時の法改正により制度が整備されておりすることから、5ページに移りまして、その運用面の充実を図っていく旨の内容の記載となっています。

続きましてその下、「(2) その他処遇段階における各種取組」について、引き続き推進していく旨、記載しております。

続いて、今御覧いただいている5ページの「3 少年保護事件・医療観察対象事件」についてでございます。冒頭で、少年については健全な育成、医療観察については医療や社会復帰という目的がある中、犯罪被害者等の方々のお立場やニーズとの調和を図りつつ、施策を検討・実施していくという視点を示しております。

続いて、「(1) 少年保護事件」については、意見聴取、傍聴、心情の聴取・伝達とそれぞれ制度がございますところ、これらについてしっかりと運用していくという内容です。

次に、6ページ目の「(2) 医療観察対象事件」についてでございます。

まず、「ア 前提」で、そもそも制度の流れについて、一般になじみもないところかと存じますので、概要を説明しております。

その上で、このページの一番下の「イ 審判段階」、それから7ページ目の「ウ 審判終了後の段階」について、分けて記載いたしております。

このうち、「イ 審判段階」については、まず、処分内容や理由について、犯罪被害者等に対して十分に説明をしていくとしています。その上で、次の「また」という段落ですが、

審判において、通常の刑事手続と同様に意見陳述を行うことについては、「ア 前提」でも書きました制度の目的との兼ね合いで、具体的な方法を見いだすことは困難とする一方、傍聴については、その機会を充実させることについては、必ずしも法の趣旨とそぐするものではないということで、やはり、ビデオリンクは利用できるのではないかなどといった考慮要素もあるように思われました。そこで、この傍聴の在り方について、多角的な検討を行うとしております。

最後に、「ウ 審判終了後の段階」についてでございますが、実際には、入院治療や通院治療が行われている段階を想定いたします。この段階での犯罪被害者等の心情伝達については、治療にとっても役立つ可能性が指摘されているところでございます。これに関して、入院医療機関等に聞き取り等を実施することを記載したほか、犯罪被害者等に対する対象者の情報提供制度、その円滑、適切な運用を図るということを記載しています。

資料2-2は、以上の総論のような視点、観点の下での個別施策の一覧となっております。

○太田議長 それでは、重点課題3全体を通しての御意見をいただければと思います。

和氣構成員、お願ひいたします。

○和氣構成員 資料2-2の1ページ、3-1、「被害者やその家族」とあるんですけど、ここは「被害者等」という表現と何か違うところはあるんでしょうか。そこだけお願ひいたします。

○太田議長 警察庁、お願ひいたします。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） 平仄が取れていないところがございますので、また修正等、検討したいと思います。ありがとうございます。

○太田議長 次、滝沢構成員、お願ひいたします。

○滝沢構成員 まず、資料2-1の第1の1行目ですけれども、括弧で「事件の当事者」とありますけれども、その前に「犯罪被害者等が」とありますが、具体的に「犯罪という事件の当事者」と一般的に刑事訴訟の概説書などで書かれているので、細かいところですが、記載を修正した方が適切ではないかと思いました。

次に、同じく2ページ目の第2の1、(1)アですけれども、2段落目のところで、基本構造について先ほど御説明がありましたように、国家訴追主義や検察官起訴独占主義など記載はしないということだったと思いますけれども、その最初の段落のところで「検察官の訴因を設定して」というところは「検察官に付与されている訴追裁量権を検察官が行使して、起訴状にできる限り、日時、場所及び方法をもって罪となるべき事実を特定、明示して記載をした」と改める方が、少しくどいかもしれませんけれども、実際の個々の事案のところで、被害者の方が公判で審理される事件の範囲と、公判での審判の対象にそごが生じうることがあるので、このように記載しておくのがよいかと思います。というのは、訴因の説明のところで、訴追裁量権を行使して、起訴状に記載をした訴因が審判の対象になるということは、これは、刑事訴訟制度の基本構造に関わるところだと思いますので、そ

こを明らかにしておくのが適切ではないかという趣旨です。

さらに、3ページのイのところですけれども、被害者の方が公判前整理手続に何らかの形で関与したいというお気持ちというのは、私としても重々承知はしております。他方で、被害者参加制度は、現行の刑事訴訟の基本構造の在り方を前提とし、できる限り被害者が刑事に関する手続への参加の機会を拡充するために新たに導入された制度です。この制度の前提には、被害者の方があらかじめ検察官と十分なコミュニケーションを図った上で、裁判所が相当と認めた場合に参加が認められる制度設計となっていますので、まず、法務省において個々の検察官に対する研修等をより徹底させるべきであって、それでも対処できないのであれば、次に、現在の制度上、公判前整理手続への何らかの形での関与や対象犯罪の拡充、さらには傍聴などの手当について、刑事訴訟の基本構造を踏まえて検討していくというように、順番を変えるのが適切ではないかと思います。

○太田議長 たたき台の総論の方ですね。まず警察庁からお願ひいたします。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） 全体の書きぶりに関わりますので、御指摘を踏まえて検討させていただきたいと思います。

○太田議長 特に訴因の辺りについて、法務省はいかがでしょうか。

○法務省大臣官房参事官 御指摘に対しては、法務省として意見はございません。

○太田議長 では、案文の検討をいただければと思います。意思疎通の方を先に持つてくるという意見についても、御検討いただければと思います。それでは、近藤構成員、お願いいたします。

○近藤構成員 2ページのところの審判について、その機会を拡充していくための検討を進めていくと書いてあるのですけれど、資料2-1の7ページの前の方のところで、「また、審判に関し、犯罪被害者等の審判手続への参加を認め、対象者に対する心情やその処遇に関する意見を述べたりすることについては、医療観察法の目的や判断対象と大きく乖離するものであるから、現時点で具体的な方向性を見いだすことは困難である」とありますが、ここでは「困難である」と言い切ってしまっています。医療観察法の下、審判手続に被害者の参加が難しいと警察庁や法務省が考えることは一応理解しますが、医療観察事件の被害者は、殺害された被害者の遺族、真面目に普通に生きていた家族は、この世で一番の人権侵害で命を取られて、傷つけられて、それで、その後の審判の刑事手続や対象者が入院してからの情報をもらえないなどという、本当に悲惨な状況です。これを医療観察法で守られているからといって、対象者が社会復帰を目指すことは百歩譲ったとしても、被害者の権利がなくなってしまうというのはおかしな話だと思うのです。ですから、ここは「困難」という書き方はしないで、少なくとも、医療観察事件の被害者等の権利、人権を守るために多角的な検討が必要ですというような、被害者の人が希望を持てるような「検討をしていく」という書き方をしていただきたいと思うのですが、いかがですか。

また、医療観察審判に被害者が参加することが難しいというのであれば、刑事訴訟法で意見陳述をすることはできると思いますので、同じように意見を述べることを認めてほしい

と思いますが、いかがでしょうか。

それと、資料2-2の10ページ、3-32、「医療観察審判の傍聴制度の充実について、多角的な検討を行う」とありますが、多角的な検討というのは、具体的な中身はどういうものを考えているのでしょうか。多角的な検討が具体的にどの程度実行されるのか、どのように評価していく予定なのかについても教えていただきたいです。今、被害者の代理人弁護士は、法律上、傍聴が認められていません。これ、傍聴は認めているみたいな書きぶりでしたけれど、代理人の弁護士の傍聴についても検討は行われるのでしょうか。また、医療観察審判の被害者の傍聴についてもオンラインでできるようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

3-45を見ると、法務省は今後の5年間、被害者等の情報提供については、今までの制度の運用をするだけで、情報提供の範囲の拡大については全く検討しないようにこの文章では読みますが、本当に検討をしないのでしょうか。

こここの部分、3-46、「犯罪被害者等の心情等を対象者に伝えること等が入院中の対象者の社会復帰を促進するものとして見込まれているか否かについて、入院医療機関への聞き取り等を実施する」、ここは皆様が頑張っていただいて、大きな一歩を踏み出してくださったことには、すごく感謝しています。ただ、専門医などにお聞きしましたけれど、社会に戻ってくる対象者が被害者の意見を聞くことは、社会復帰のためにプラスになるとの御意見でした。被害者遺族は自分たちの心情を入院中に対象者に伝えてほしいというだけではなく、対象者の治療の状況や事件に関する認識も知りたいのです。対象者の同意を得て、家族などに伝えることができるかも併せて教えてほしいです。一部の指定入院機関では、被害者の情報提供に対しては、対象者に同意を取って聞いてみると、厚生労働省はそれを認識していますか。もし、個別の入院医療機関に聞くことが難しいのであれば、厚生労働省で対象者に同意を得て、対象者の治療の状況や事件に対する認識を被害者や遺族に伝えることが可能かどうか、検討していただきたいと思います。この点について、3-47として、別の施策として項目をつくって書いていただきたいです。その検討をお願いしたいと思いますけれど、いかがですか。

○太田議長 医療観察審判については、まず、法務省、お願ひいたします。

○法務省大臣官房参事官 最初に、まず、医療観察の被害者の方の参加する制度では、意見陳述というお話をいただきました。いわゆる医療観察審判への傍聴を超える参加の在り方でございますが、この総論部分にもございますけれども、医療観察法の目的、すなわち心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療行為を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図ることで、その社会復帰を促進すること、こちらが目的となっております。

こういった目的の中で、法律上、裁判所は被害者からの申出に基づき傍聴を許すことができるとされておりまして、裁判所が傍聴を認めることがあるということを承知しております。それを超える制度に関しましては、今申し上げた目的、いわゆる新たな加害行為に

及ぶことなく、社会に復帰することを促進していくという目的や判断対象との関係で、法務省としては慎重に検討しなければいけないと考えております。

他方、御指摘は非常に重要なものでございます。先ほど傍聴のことも申し上げましたけれども、法務省としては、様々な傍聴の在り方など、多角的に検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、3-32について、具体的にどのような形で検討を行うかについては、現時点で確たることを申し上げることは困難ではありますけれども、今申し上げたような医療觀察法の目的や審判対象、さらには犯罪被害者の方々のニーズ、こういったことを踏まえつつ、様々な課題があることを認識しつつも、制度の在り方や運用の在り方、両面から、必要な検討を行うという趣旨で、多角的な検討を行うと申し上げました。多角的な検討の対象としては様々なものがあると考えてございまして、御指摘のありました傍聴の在り方に関しましても、検討の対象になってくると考えてございます。

○太田議長 同意を取って伝えているのかどうかということについて、厚生労働省、お願ひします。

○厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付政策企画官 今、御紹介のありましたような事例について、個別の事案について、厚生労働省としては、承知をしていないところではあります。ただ、今後、この基本計画の案の中でも書かせていただいておりますけれども、犯罪被害者の方の心情を対象者に伝えることについて、医療機関入院中の対象者の社会復帰を促進するものとして見込まれるか否かについて、入院医療機関の聞き取り等を実施するということを、今後、この計画に基づいて行うことを考えている中で、今おっしゃいましたような対象者の声を取って情報提供を行うといったところにつきましても、聞き取りの中で対応できるかどうかといったところを検討していきたいと思っております。そういった中で、施策としてどのように打ち出していくのかというの、また、内部で検討させていただければと思います。

○太田議長 それから、情報提供については、法務省も今後、円滑化、適正な運営に努めるとありますけど、情報提供の拡大についての回答はいかがでしょう。

○法務省大臣官房参事官 令和6年度から、いわゆる情報提供の在り方の一つとして、終了事由を提供する制度を開始しております。新しい制度ということで、その運用の在り方や様々な御意見などを頂戴しながら、引き続き、検討を続けてまいりたいと考えております。

○近藤構成員 あと、弁護士が法律上傍聴することが許されるのかということとビデオリンクによる参加、それもお尋ねしています。

○太田議長 これは現行法では駄目なのですが、いかがでしょうか。

○法務省大臣官房参事官 現行法の下では、医療觀察法におきましては、裁判所が一定の場合に被害者等に審判の傍聴を許すことができるとされております。審判が原則非公開とされていることなどに留意しながら、十分に検討する必要があると考えております。

○近藤構成員 よろしいですか。今の回答を聞くと、やはり、傍聴から全く進んでいないです。傍聴も制限されている上に、それ以外の関与というのは全くできないという状態で、今、被害者の方は、病院名も分からず、意見を言うこともできない、どういう状況かも分からず。私も同じ犯罪被害者遺族ですけれど、被害者の間で、すごい差があるわけです。こんな理不尽なことが続いているのに、今ここに書いてあることだけでは、進んでいく文言が全然ない。やはり、被害者のための権利を医療観察法でもきちんと獲得していくというような文章を入れないと、法務省の方は、医療観察法があるから仕方ないと言つて、今、私たちに教えてくださっていますが、その仕方ないを乗り越えてほしいです。私は、やはり、犯罪被害者を一番思っているのは、この委員会だと思います。これを伝えられるのは、この場所以外、どこもないと思います。こんなに頑張ってくださる委員の方がいて、犯罪被害者の権利を何とかやっていこうというのに、同じ被害者だけど、違う人に殺されてしまったら権利がなくなってしまう、そんなの、ありますか。あり得ないことだと思うのです。だから、医療観察法の加害者の話をしているのではないのです。これ本当は私、嫌ですけど、百歩譲って、加害者は復帰できるように頑張って更生するようにしていただきたい。では、被害者に対しては何ができるか、それを考えるのがこの委員会で、医療観察法の被害者に対しても、今度の5年間で、考えられる検討をきちんと、法改正も含めて考えられる一文を入れていただかないといつづつ権利がない人がいては、社会だって認めないと私は思います。私、精神科医の方にお聞きしたのですけれど、「被害者の遺族の心情を入院中の対象者に伝えることは、当然、入院中に行うべきです。それを行わずに、壊れ物でも扱うように退院させて、退院後に同様な状況に遭遇した場合、再燃の危険性は多いにあるでしょう。それは治療に対して無責任のまま社会復帰させたということです。再発防止にはなりません。被害者遺族は、できる限り治療医と直接話を交わすべきです」とおっしゃっていました。医療観察事件は今でも半分ぐらいが家族による犯罪ですけれど、今、家族以外の人もたくさん、パーセントとしては少ないのかもしれないんですけど、被害に遭っている中で、絶対的に、どういう治療が進んでいるかということを、社会に出る前に、犯罪被害者の人が知らなかつたら、怖くてたまらないと思うのです。この会議は、犯罪被害者の支援、権利を守る会議で、基本計画をつくる会議なのですから、やはり、ここに犯罪被害者の権利を求めて、これから検討を重ねるということを、法改正も含め今まで書けないかもしれないんですけど、きちんと文言を入れていくべきだと思いますけれど、その辺はいかがですか。

○太田議長 法務省、いかがでしょう。

○法務省大臣官房参事官 先生の御指摘については、貴重な御意見を承っております。その上で、今回、多角的な検討をさせていただくと申し上げておりますのは、傍聴の在り方そのもの、様々な考え方をございまして、先生御指摘のとおり、いわゆる被害者等の代理人弁護士による傍聴に関しましても、その検討の対象になってくると考えてございます。ただ、その点で考えなければいけないこととして、先ほどから申し上げていますとおり、

医療観察法の審判の対象やその目的の観点や、あるいは公判手続におきまして、優先傍聴の制度における在り方との整合性、様々な課題があると考えております。その上で、先生が御指摘いただいたことは非常に重要な点でございますので、その多角的な検討はしっかりとやっていきたいと考えております。

○近藤構成員 5年間ほったらかされたら、たまりません。権利のない被害者を、それでよしとする会議、あり得ないと思います。この聞き取りをする、そこから発展していくということを入れていかなければ、5年間、同じ状態です。ぜひ、お願ひしたいと思います。皆さん、人に殺されて権利がない人がいるなんて考えられない、そんなことをしたら駄目ですよ。権利はみんな平等にあるべきです。それに向けた取組を入れていっていただきたい。ここで決まらないなら、パブリックコメントにかけるとか、とにかく検討するという一文を入れていただいて、国会議論に持っていくとか、被害者の方は陳情とか要望書とかを出しているのです。そうやってそこにつなげていかないと、いつまでたっても被害者の権利は拡大していかないので、ぜひ、皆さん、一文を入れて、今、私が申し上げたところをよくしていただきたいのと、多角的な面から、法務省や厚生労働省だけで決めてしまうのではなくて、多角的な検討を本当にお願いしたいと思いませんけれど、いかがですか。

○法務省大臣官房参事官 いただいた御指摘を踏まえまして、しっかりと検討していきたいと思います。

○太田議長 まさに近藤構成員がおっしゃられたように、7ページの総論の部分で、「大きく乖離するから、方向性を見いだすことは困難である」という取りつく島のない表現ではなくて、最終的には社会復帰させていく上で、その社会には被害者や遺族がいるわけですから、その治療に被害者は全く関係ないのか、異論がないということはあり得ないと思っています。具体的に申し上げますと、「処遇に関する意見を述べることについては、機会を見極めるべきだという意見・要望はあるけれども、大きく乖離するおそれがあるって、慎重な検討を要する」ぐらいにしておかないと、何の検討にもつながっていきませんし、そういう意見があるという事実は確かなので、それを書いていただきたい。ただ、慎重な検討を要するということにしておいた上で、先ほどの3-32、何をやつたら多角的な検討なんか分からぬので、「付添人の付添い、被害者から委託を受けた弁護士による傍聴の可否を含め、多角的な検討を行う」と具体的な内容について明示しておいた方がいいかと思います。さらに、意見陳述という話がでましたけど、かつて少年審判も、少年の更生に被害者は関係ないという意見が圧倒的多数だったんですが、今、180度変わっている事実を考えると、少年審判になぞらえて、意見陳述ではなくて意見聴取という形で行うことは十分に可能かと思っていますので、さらに被害者から意見聴取する機会についての可能性も検討するということを入れておいていただきたいと思います。情報提供につきましても、通し番号3-45になりますけれども、終了事由だけではなくて、例えば事前の情報提供を考えられないのかとも思いますので、「終了事由を追加したところであり」とあるのを変えて、「対象者の治療や社会復帰に配慮しながら、更なる被害者への情報提供の可能性について、何

年をめどに検討を加える」というようなものにしていただくということがいいのではないかと思います。

それから、通し番号3-46の治療段階においても、対象者に伝えるという伝達も重要なんですが、被害者の心情を聴取するということ、そして、それを処遇に生かしたり、伝達したりする、そういう内容にした方がいいのではないかと思いますので、具体的な案文として、可能性を御検討いただければと思っております。

その点で、何か追加的にあれば、お願ひいたします。

○正木構成員 やはり、審判に対する参加というのは、被害者の方が非常に望んでおられるところなので、私も、困難だと言い切ってしまったら将来がないので、検討いただきたいと思います。そこで、一番最後に、入院患者について社会復帰の促進等が見込まれるか否かどうかについての聞き取り等の検討がなされると書いてあるのですが、審判で被害者が参加して意見陳述をする場合に、対象者の治療や回復、社会復帰に障害があるのかどうかというと、必ずしもそうではないと思うので、この辺りも、今後、医療機関への聴取等を踏まえて検討していくというような文言を入れていただきたいと思っています。

○太田議長 今、3人から意見が出ましたが、今ここで御回答いただくのは難しいかと思いますので、次回までに、今出た意見を踏まえて御検討いただければと思います。それ以外の点、何かございますか。

では、正木構成員から残りの御意見を頂戴し、伊藤先生、武構成員と順に御意見を伺いたいと思います。

○正木構成員 まず、2-1の2ページ目について、第2段落の最後から5行目ぐらい、「基本構造に大きな変容をもたらす」というような記述なんですかけれども、ここは少し誤解を招く表現になっているのではないかと考えています。公判で被害者参加が認められておりますけれども、これは情状についてのみで、罪体に対しては意見を言わないということになっています。それから、被害者は検察官に対して意見を言う形にするなどにより、対審構造について変容をもたらさない形で被害者参加制度が成り立って、現在、認められているところです。我々が求めている公判前整理における被害者参加も、対審構造等に変容を来さない範囲のものを求めていました。私の意見では、争点についても、情状の部分について意見を言わせてほしいということを求めているわけですし、意見を言うにしても、それは検察官に対して申し上げるわけですから、対審構造そのものに変容をもたらすような被害者参加の希望はしていないので、ここは誤解を招く表現になっているので検討いただきたいということと、今申し上げましたように、公判前整理における被害者参加は、被害者のたくさんの方が望んでおられることで、変容を求める形での被害者参加というものは可能ではないかと思いますので、ここについてはもう一度検討していただきたい。それから、傍聴で十分ではないかということについてですけれども、傍聴のみでは十分ではない、やはり参加しているからこそ、検察官に物が申せて、検察官に意見を反映してもらうこともできる、そこに参加していなければ、その意見は言わずには終わってしまう場合も

あるということで、やはり傍聴では代替できないということでございます。

それから、検察官と犯罪被害者等との意思疎通ということが次の3ページに記載されておりますけれども、検察官は法律家で、事実があって、それを法律構成し、手続を進めるという観点からものを見てしまう傾向があります。被害者というのは、実際にその事実を体験した、そこから意見を言いたいというところがありますので、意思疎通をどれだけ綿密に図っても、やはり、そこが生じるというのは、これは致し方ないところです。ですから、意思疎通を幾ら十分に図っても絶対にそこが生じ得るということを念頭に置く必要があり、被害者参加というのは非常に重要になってくると思います。傍聴だけではまかないきれないというところでございます。

それから、傍聴について多角的な検討を行うとなっておりますけれども、現在のところ、傍聴は裁判官の裁量によっていて、傍聴を希望しても認められていないケースが多いように聞いております。裁判官の訴訟指揮権があるわけですけれども、どのように多角的に検討して、傍聴の機会が増えるようになっていくのか、具体的に教えていただきたいと思います。

それから、3ページから4ページの被害者参加の対象事件の拡大について、「慎重な検討を要する」となっていて、結局は難しいという結論になってしまっていると思うのですけれども、ここについても、将来に希望を残す書き方をしていただきたいと思っています。

ストーカー、私事性的画像の提供、性的姿態の撮影等については、生命、身体、自由を侵害する罪であるということについては間違いないことですので、対象事件になつてもいい罪質ではあると思います。

そして、ここでくしくも、対象犯罪と同程度に自由を侵害するものであって、対象犯罪に追加した場合に、追加されない場合との不均衡が生じるという記載があるのですが、今挙げましたような対象犯罪になつてないものについては、対象犯罪になつているものとの間に不均衡が生じているわけです。ですので、やはりここも、どんな場合にどのような不均衡が生じるのか、対象犯罪に含めた方がいいのかどうか、きっちりと議論をして詰めていく必要があると思いますので、今後、議論をして「検証する」とか「検討する」というような文言にしていただきたいと思います。

今言った以外のところも意見がありますので、それはまた申し上げます。

○太田議長 分かりました。では、残りの時間で伊藤先生と武構成員から御意見について伺って、細かい修文の部分であれば、また警察庁に今度までにお伝えいただいて、次回、検討いたします。来週ですので、大きなところで何かあれば、御意見を頂戴したいと思います。

○伊藤先生 この重点課題の第3については非常に大事なので、もう少し検討の時間が欲しいと思いました。第5次の中で新たな施策ということで目玉になるようなものを入れることが可能かなと思っていて、私も申し上げたいことがあったので、もう少し時間を取って検討していただきたい。

医療観察に関しては、今回、第5次で、かなり字数を割いて入ってきています。第4次のときはたった1項目しかなかったわけで、それを思うと、進歩といつていいか、変わってきたということで、歓迎すべきだと思うのですが、その中身はどうかということです。

大枠のところを申し上げると、資料2-1ですが、ここの書き方で検討していただきたいことがあります。構成上、少年保護事件と医療観察対象事件については説明が入るわけですけれど、6ページのところに、医療観察対象事件の前提というのが、かなり入ってきている。これは医療観察を知らない人にとっては参考にはなりますが、被害者のためのもの、被害者の施策をうたっていくこの計画の中に、果たしてこれだけ医療観察対象事案について詳しく説明する必要があるのかなと思います。医療観察法ってこれだけ大事ですよというのを説明して、それによって被害者はこういう制限を受けてしまう、というような流れの書き方には違和感があります。まず被害者が先にあるべきで、やはり、医療観察事案の被害者がいかに長期にわたって見過ごされてきたかということを出してみたらいいのではないかと思います。その方が、理解が得られますよね。そういう被害者の方たちがいたんだな、では、どんなことが必要なのか、こういうことが必要になってくるよね、国としてこうやって頑張ってくれるんだよね、という方向性が見えた方がいいと思うのです。今の書き方では、医療観察法をばんと出して、こういう法律ができる、こうやっているんですよと言われても、被害者とどういうリンクがあるのか見えにくいので、この部分、検討いただきたいということです。

それから、やはり、多角的な検討を行う、入院医療機関への聞き取り等を実施する、で文言を終わるのではなくて、その結果をどう改善に結びつけるのか、公表するのか、それに基づいてどうするのかというところまで書いていただきたいと思っています。

○太田議長 それでは武構成員、お願ひいたします。

○武構成員 私は2-1の5ページの少年保護事件の最後の行ですけど、「このように、これまでの取組によって、少年保護事件について犯罪被害者等が関与し、また、その心情に配慮する仕組みは整えられており」とあるのですが、ここは何か引っかかってしまいます。まだ、その心情に配慮するまでは至っていないと感じているからです。だから、犯罪被害者等が関与する仕組みは整えられてきているのですが、適正な制度運用を図っていく、そのときに配慮しながらとか、この心情に配慮するというのは後ろに持ってきていただきたいです。まだまだ配慮が足りないです。といいますのは、やはり少年事件というものは加害者の健全育成、プライバシー等、加害者が軸になっていますので、審判の部屋が狭いというのもありますが、傍聴で座る場所にしても厄介者扱いみたいなことを受けたり、持ち物検査をされたり、当事者であっても厄介者扱いというのがまだあるように思います。心情に配慮するまでにはなっていません。だから、「配慮する仕組みが整えられている」という書き方にはとても引っかかったので修文をお願いしたいです。

○太田議長 申し訳ございません。まだまだ御意見はあろうかと思いますけれども、本日はお時間がきてしまいました。来週29日にも検討会がございますので、重点課題3につき

まして、次回、引き続き検討したいと思います。

それでは、次回の会議につきまして、事務局から説明をお願いできますでしょうか。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 次回ですが、今日の重点課題3の続き、そして、重点課題4について御議論いただきたいと思います。7月29日の午前10時から開催予定となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○太田議長 それでは、本日の会議は以上とさせていただきます。次回もよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。